

## 消化器内視鏡技師の資格更新手続きについてのお知らせ

日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則（平成 28 年 6 月 22 日改訂）第 14 条③「審議会の定める資格更新申請書により、必要条件を満たし 5 年ごとに資格更新の手続きをしなければならない」に従い、下記要領にて資格更新手続きを行なって下さい。

- 1 昭和 58 年第 2 回、昭和 63 年第 7 回、平成 5 年第 12 回、平成 10 年第 17 回、平成 15 年第 22 回、平成 20 年第 27 回、平成 25 年第 32 回技師試験により認定された技師は更新手続きを行なって下さい。
- 2 本会報巻末の資格更新申請書と出席ポイント（点数）チェックシート（以下、チェックシート）に必要事項を全て記入し、早めに下記へ提出して下さい。  
申請期日は平成 29 年 9 月～平成 30 年 2 月末日です。

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-22-15 大林ビル 2F

日本消化器内視鏡技師会 更新係

問い合わせ：TEL 03-5992-1520

- 3 技師学会・技師研究会の必須 1 回分の出席証明書および同学会・研究会の出席証明書 1 回分、または指定関連学会等のポイントを満たす出席証と支部長承認の機器取扱い講習会基礎編または実践編の 1 回分の受講証をチェックシートの裏面に貼付して下さい。（過去 5 年以内）  
チェックシートに貼付する出席証明書、受講証および指定関連学会等の出席証は、全て原本（コピー不可）に限ります。ただし、平成 26 年以前の学会、研究会、指定関連学会等及び機器取扱い講習会に参加した出席証、受講証についてはコピーを認めます。
- 4 チェックシートには、技師研究会・技師学会および指定関連学会等、機器取扱い講習会または機器セミナーの出席点数を必ず記入してください。
- 5 新たに制度審議会で定めた国家資格（新受験資格参照）を取得した方は免許証コピーを添付して下さい。
- 6 現在、内視鏡業務に従事していない方、退職している方も上記条件がそろっていれば申請できます。
- 7 技師会年会費に未納分がある場合は手続きできません。技師会報春号綴じ込みの振込用紙、または郵便局備え付けの振込用紙にて更新申請時に未納分を納入して下さい。

振込先

加入者名：日本消化器内視鏡技師会

口座番号：00100-7-362079

年会費：5,000 円（通信欄へ会員番号を記入して下さい。）

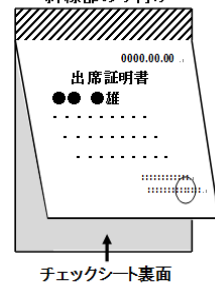
※平成 25 年度以前の年会費は 3,000 円

- 8 所定の手続きを完了した方には、3 月以降に新しい認定証を発行します。

### ●証明書等の添付について

- ・証明書等はチェックシートの裏面に貼付して下さい。
- ・証明書等原本にはマジックボールペン（鉛筆不可）で出席者名したものに限り、無記名およびコピーのものは無効です。原本に記名欄がない場合は余白部に記名して下さい。
- ・出席していても当日、証明書等を受け取らなかった場合、また紛失した場合は無効です。
- ・ネームプレート型の小型証明書は、複数をもとめて 1 枚の用紙に貼って下さい。
- ・平成 26 年以前の学会、研究会、指定関連学会等及び機器取扱い講習会に参加した出席証、受講証についてはコピーを認めます。
- ・規定回数以上出席された方も研究会・技師学会 2 回分、機器 1 回分のみ提出して下さい。
- ・証明書等が複数枚になる場合は貼付例のように斜線部を糊付けし、重ねて貼って結構です。

【貼付例】  
斜線部のり付け



- ◎ 資格更新申請書の受理確認を要望される方は、本会報巻末の「資格更新申請書受理通知」はがきに返信先（住所、氏名）を記入し、切手を貼付のうえ、資格更新申請書類とともに提出して下さい。
- ◎ 次回以降、更新者名簿に氏名の不掲載を希望する方は、本会報巻末の「氏名等変更届」はがきに必要事項を記入し提出して下さい。
- ◎ 更新申請書は、更新が受理された場合返却しません。